

根室市温水プール福祉事業開催要項

1. 目的 日頃、温水プールを利用する機会の少ない障がいのある方にプール室・トレーニング室（青少年センターのトレーニング室を含む）を開放し、水泳などを通して、機能回復と水上安全並びに健康な心身づくりを図る。
2. 主催 根室市教育委員会
3. 会場 根室市温水プール
4. 期間
 - (1) 心身に障がいのある人たちへの温水プール無料開放
○令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（休館日を除く）
なお、期間内の一般遊泳時間内といたします。
 - (2) 心身に障がいのある人たちへの温水プール占有無料開放
○毎月第3日曜日の午後3時30分から午後4時30分まで
5. 対象者
 - (1) 心身に障がいのある人たちへの温水プール無料開放
○公の機関の障がい者認定を受けている方に限ります。
 - (2) 心身に障がいのある人たちへの温水プール占有無料開放
○個人の場合は上記5（1）と同じとし、団体の場合は肢体不自由児、児童サービスセンター、こどもサポート教室等の幼児・児童とします。
 - (3) トレーニング室を使用の場合は、トレーニング機械指導者認定証をお持ちの方、若しくは介添人がお持ちでなければ、使用できません。
6. 使用料 無料（介添人を含む）
7. 申込み
 - (1) 温水プール事務室において申込書に記入し、お申し込みください。申込み後、ただちに使用証を発行いたします。
なお、令和元年度及び2年度に申請をされた方は、確認のみといたします。
 - (2) 使用証の有効期限は、年度内といたします。
 - (3) 介添人が必要な方は、申請時に併せて介添人の申請をしてください。
8. 注意事項
 - (1) 使用するときは、窓口で使用証を必ず提示してください。
 - (2) 健康状態には、十分留意してください。
 - (3) 毎月第3日曜日の午後3時30分から午後4時30分までは、肢体不自由児、児童サービスセンター、こどもサポート教室等の幼児・児童も使用しますので、使用される方はお互いに迷惑にならないよう使用してください。
 - (4) 万が一、使用中にケガ等をした場合は、応急処置は致しますが、以後の治療は、各自の負担となります。
9. その他
 - (1) 使用に当たってのお問い合わせは、温水プールまでお願いします。
根室市温水プール 根室市曙町2丁目29番地
電話番号 22-3543
 - (2) 使用する場合の細部については、「根室市温水プール福祉事業細部実施要領」のとおりです。

根室市温水プール福祉事業細部実施要領

1. 温水プールを使用する場合は、事前に申請が必要です。早めに申請をしてください。申請用紙は、温水プールに備えております。
2. 使用証の有効期限は、年度内となりますので、有効期限が切れましたら、再度申請が必要です。なお、令和元年度及び2年度に申請をされた方は、確認のみといたします。
3. 対象者は、公の機関の障がい認定を受けている方に限りますので、障がい者の認定手帳が必要です。また、トレーニング室を使用する場合は、指導者講習会を受講し認定証をお持ちの方、若しくは介添人がお持ちでなければ使用できませんので、ご注意ください。
4. 介添人が必要な方は、申請時に介添人の申請が必要です。
5. 介添人は、障がい者の水中運動・水泳・トレーニングなどの介添えであり、介添人の単独での使用はできませんので、ご了承ください。
6. 一般遊泳時間内での介添人は、水着・Tシャツ（半袖のポロシャツ含む）・短パンを着用してください。
7. 介添人の温水プール使用料は、免除いたします。介添人の人数は、障がい者が安全に利用できる人数にいたします。（人数は、申請時に打ち合わせを必要とします。）
 なお、介添人は、原則として高校生以上にいたします。
8. 上記にない事柄については、協議の上、決定いたします。
9. 温水プール占有無料開放使用月日（毎月第3日曜日）

| 月 日 | 占有使用時間 | 月 日 | 占有使用時間 |
|----------|---------------|-----------|---------------|
| 4 月 18 日 | 午後 3 時 30 分から | 10 月 17 日 | 午後 3 時 30 分から |
| 5 月 16 日 | | 11 月 21 日 | |
| 6 月 20 日 | | 12 月 19 日 | |
| 7 月 18 日 | 午後 4 時 30 分まで | 1 月 16 日 | 午後 4 時 30 分まで |
| 8 月 15 日 | | 2 月 20 日 | |
| 9 月 19 日 | | 3 月 20 日 | |